

車を運転する高齢者の方へ

年齢を重ねるとともに身体機能は変化し、運転に影響が出るようになります。事故に遭わない・起こさないために、自身の運転を見直しながら、運転の継続や免許返納などの選択肢について考えていきましょう。

▼安全運転相談窓口

運転に不安を感じる高齢運転者やその家族からの相談を、警察職員や医療関係の専門職員がお受けします。内容に応じてアドバイスや指導、運転免許の自主返納制度に関する説明などを行います。

【受付時間】

平日9～12時、13～16時（祝日・年末年始除く）

【問い合わせ先】

兵庫県警察本部 運転免許課 高齢運転者等支援室 ☎#8080 または ☎0570-078-912

▼安全運転サポートカー

「衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」などの安全技術を搭載した車で、事故防止や被害軽減に役立ちます。ただし、事故を完全に防ぐものではないため、引き続き安全運転を心掛けましょう。対象となる車両については、自動車販売店でご確認ください。

▼運転免許の自主返納

本人の申し出により、運転免許を自主返納することができます。受付窓口は、県内の各警察署や、明石や姫路などの各運転免許更新センターです。運転免許を自主返納すると「運転経歴証明書」の発行を申請できます。

【運転経歴証明書とは】

公的な身分証明書として使用でき、一度発行されると更新の必要はありません。運転経歴証明書の申請には、本人の運転免許証、交付手数料、証明写真（受付窓口によっては不要）が必要となります。詳しくは、安全運転相談窓口にお問合せください。

※免許返納後の移動支援（らん・らんバスの補助）については48ページをご確認ください。

▼「運転経歴証明書」の提示で受けられる特典

「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟企業では、運転経歴証明書を提示した65歳以上の方を対象に、公共交通機関の運賃割引、宿泊・温泉施設の割引、商品等の割引などを行っています。詳しくは、以下のサイトをご確認ください。

[https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/
license/keireki_tokuten/index.htm](https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/license/keireki_tokuten/index.htm)

【対象者】

兵庫県内の住所が記載されている
「運転経歴証明書」を提示した65歳以上の方

